

新聞購読料等への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）

新聞販売店は、国内外の多様な情報を、地域に張りめぐらした戸別配達網により、どのような条件のもとでも日々、早朝、定刻に読書の戸口に届け、国民の知る権利と民主主義社会を下から支えるとともに、活字文化の発展に寄与している。

近年、活字離れが進み、書籍とともに、新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子供たちが増えるなかで、新聞購読料への消費税アップは新聞離れに拍車をかけることになり、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮される。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が「民主主義を支える公共財」として新聞等に対し知識の課税を最低限とする趣旨で、軽減税率を導入している。消費税が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて肝要な施策と考える。

記

- 1 消費税率引き上げに際し、新聞をはじめ書籍、雑誌等への軽減税率の適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣

} 宛

兵庫県三田市議会